

意見書（医師記入）

保育施設長様

児童名

病名

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、月日から登所（園）可能と判断します。

年月日

医療機関

医師名

＜かかりつけ医のみなさまへ＞

保育施設は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について、意見書の記入をお願いします。

＜保護者のみなさまへ＞

下記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活が可能な状態と判断され、登所（園）を再開する際には、この「意見書」を保育施設に提出してください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所（園）のめやす
麻疹（はしか）※	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂痂（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮化（かさぶた化）していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になっていること
結核	明確に提示できない	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）※	発熱、充血等の主な症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を使用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療を終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	明確に提示できない	医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児は出席停止の必要はなく、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登所（園）可能である。）
急性出血性結膜炎	明確に提示できない	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症	明確に提示できない	医師により感染の恐れがないと認められていること

※ 必ずしも治癒の確認の必要はありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。